

家計急変

提出書類一覧表

並べる 順番	提出書類	確認事項	
0	チェックリスト(留学生用)	※学生番号、申請者氏名を記入のうえ、準備した書類に✓印をつけること	
1	入学料・授業料免除等申請書・家庭調書(本学様式)	※両親の氏名・年齢・現在の職業は必ず記入すること ※本人通学区分は「1 自宅」	
3	所得証明書(市区町村・本国発行)	※比較対象とする年の状況がわかるもの(例:「令和3年度所得・課税証明書」には令和2年の状況が記載されています) ※1月1日現在に住居登録をしていた日本国内の市区町村で発行 ※本人・日本に滞在している家族の16歳以上の者全員 ※収入(所得)がある者は、所得証明書と併せて「17」の該当書類も提出 ※本国にいる両親及び配偶者の勤める事業所が発行した所得証明書を、日本語訳を添付すること	【必ず提出】
4	本人の収入状況申立書(本学様式)	※短期アルバイトも記入すること(源泉徴収票、最近3か月の給与明細等を併せて提出すること)	
5	奨学金受給状況申立書(本学様式)	※受給が無い者は「受給なし」、その他の奨学金受給者は「給付」か「貸与」にチェック	
6	経歴等の申立書(本学様式)	※前年度予備校生又は社会人、編入学生が対象	
13	事情聴取調書(本学様式)	※日本における世帯人員の記入漏れが多いので必ず記入すること ※指導教員等の面接を受け、コメントを記入してもらうこと	
9	在学証明書(各学校所定の書式)	※日本に滞在している配偶者、扶養している子に高等学校以上の就学者がいる場合提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを提出、後期:証明日10月1日以降のものを提出	該当者のみ
	就学者の証明書(本学様式)	※専修学校在学者の場合は、就学者の証明書(本学様式)を提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを提出、後期:証明日10月1日以降のものを提出	
10	前年度授業料免除状況証明書(本学様式)	※日本に滞在している配偶者、扶養している子が国立の大学に在学している場合	
	国費外国人留学生証明書(本紙)	※日本に滞在している配偶者、扶養している子が国費外国人留学生の場合、本紙を提出すること	
	直近の収入状況を証するもの	・直近3か月の給与明細に加えて直近の賞与明細などの写し (注:公的支援の受給証明書がない場合は、事由発生後の所得が令和元年度～令和4年度のいずれかの年度の所得と比較し1/2以下となっていることが要件です)	
17	源泉徴収票(本学様式⑰-1でも可)(コピー)	※比較対象とする年(令和元年、令和2年、令和3年分、令和4年分のいずれか)のものをA4用紙に貼付するかA4用紙にコピーし提出	
	給与支払(見込)証明書(本学様式⑰-2でも可)又は最近3か月分の給与明細書および賞与明細書(コピー)	【世帯のうちで、コロナによる影響を受けていない者】 ※前年・本年途中に就職や転職、雇用形態の変更等があった場合、前年分源泉徴収票と併せて提出(パート・アルバイトでも提出が必要です)	
19	申立書(本学様式)	※特に説明を必要とする場合に提出 ※「申立書」裏面の【参考例】参照	
-	公的支援の受給証明書の写し	・公的支援の受給証明書(「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」参照)の写し	
21	児童手当・児童扶養手当支払通知書(コピー)	※児童手当受給者が提出 ※受給額が分かる書類又は預金通帳の写でも可(最新のもの)	

※以下の書類は、本人・日本に滞在している家族の分をA4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーして提出すること

並べる 順番	提出書類	確認事項	
	在留カード(コピー)又は外国人登録証(コピー)	※在留カード(コピー)を提出する場合、ビザ及び資格外活動許可証は提出不要 ※裏面がある場合は、裏面もコピーすること	【必ず提出】
	パスポート(コピー)		
	ビザ(コピー)	※在留期限切れに注意すること	
	資格外活動許可証(コピー)	※長崎大学で働いている場合、提出不要	該当者のみ
	国民健康保険証(コピー)	※有効期限切れに注意すること	【必ず提出】
	アパートの契約書(コピー)	※国際交流会館に入居している場合も必要	
	預金通帳(コピー)	※口座名義の記載されたページ及び金額の記載された最新のページと併せて提出すること	
	光熱水料等の領収書(コピー)(住居費・電気・ガス・水道)	※住居費・電気・ガス・水道の支払いを確認できる領収書1ヶ月分(コピー)又は引き落とされている預金通帳(コピー)	